



記者発表資料

令和5年3月9日（木）

総務部人事課 担当：藤村・西城（22-3413）

病院事業局経営管理部総務課 担当：千葉（22-7100）

3月13日以降の職員のマスク着用等について

- 厚生労働省は、マスク着用の考え方を見直し、本年3月13日から「マスク着用は個人の判断に委ねることを基本とする」旨を公表しました。
- 市役所ほか市公共施設には、高齢者等の重症化リスクが高い方も多く来訪することを踏まえ、3月13日以降の職員のマスクの着用等については、次のとおりとします。
 - 窓口での対応や訪問，市民が参加する会議等に出席する場合等，市民等と接する場合には，原則マスクを着用します。
 - カウンターにおけるアクリル板は継続して設置します。
 - 職員の自席におけるマスク着用は個人の判断とします。（自席では着用していない場合があります。）
 - マスクは常に携帯し，必要に応じた場面で着用できるようにします。
- 市立病院及び市立本吉病院の職員に関しては、今後もマスク着用のうえ業務を行います。
- なお、重症化リスクの高い方に感染させない配慮は、継続する必要がありますので、市が主催する会議やイベントにおいては、手指消毒や換気などの基本的な感染対策をとるとともに、参加者の皆様にマスクの着用を求める場合がありますので、御理解いただきますようお願いいたします。
- 5月8日と見込まれている新型コロナウイルス感染症の法的位置づけの変更後の対応については、改めてお知らせします。